

最低基準調書【幼稚園型認定こども園】

1 基礎情報

① 施設名 ② 所在地 札幌市 区

③ 認定予定年月日 令和 年 月 日 ④ 幼稚園の認可年月日 年 月 日

⑤ 類型

単独型	認可を受けた幼稚園において2号認定（3～5歳）子どもを受入れる施設
接続型	単独型の施設とは別に3号認定（0～2歳）子どもを対象とした保育機能施設を併設した施設
並列型	幼稚園舎とは別に2・3号認定（0～5歳）子どもを対象とした保育機能を併設した施設

2 運営内容等		適否	審査事項																																
<p>① 利用定員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>2・3号</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	1号	/	/	/	人	人	人	人	2・3号	人	人	人	人	人	人	人	合計	人	人	人	人	人	人	人	-	※持ち上がり を考慮し、下の年齢が上の年齢を上回ることの無いような定員設定とすること。
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計																												
1号	/	/	/	人	人	人	人																												
2・3号	人	人	人	人	人	人	人																												
合計	人	人	人	人	人	人	人																												
<p>② 学級編制（3歳以上に係る学級に限る）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学級数</td> <td>学級</td> <td>学級</td> <td>学級</td> <td>学級</td> </tr> <tr> <td>1学級あたりの園児数</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table>			3歳	4歳	5歳	合計	学級数	学級	学級	学級	学級	1学級あたりの園児数	人	人	人	/	-	3歳以上の園児について、35人以内を1学級とする学級編成となっているか。																	
	3歳	4歳	5歳	合計																															
学級数	学級	学級	学級	学級																															
1学級あたりの園児数	人	人	人	/																															
<p>③ 3歳以上の園児への食事の提供方法</p> <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>園内で調理する方法（調理は設置法人の調理員）</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>園内で調理する方法（調理は委託）</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>園外で調理して搬入する方法（調理は施設の設置法人の調理員）</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>園外で調理して搬入する方法（調理は委託）</td> </tr> </table>		A	園内で調理する方法（調理は設置法人の調理員）	B	園内で調理する方法（調理は委託）	C	園外で調理して搬入する方法（調理は施設の設置法人の調理員）	D	園外で調理して搬入する方法（調理は委託）	-																									
A	園内で調理する方法（調理は設置法人の調理員）																																		
B	園内で調理する方法（調理は委託）																																		
C	園外で調理して搬入する方法（調理は施設の設置法人の調理員）																																		
D	園外で調理して搬入する方法（調理は委託）																																		
<p>④ 食事を園外で調理して搬入する場合（③でC又はDを選択した場合）</p> <table border="1"> <tr> <td>食事の提供の責任が認定こども園にあり、管理者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されている。</td> </tr> <tr> <td>認定こども園又は他の施設、市等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われる。</td> </tr> <tr> <td>子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等が行われ、並びに子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる。</td> </tr> <tr> <td>食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努める。</td> </tr> </table>		食事の提供の責任が認定こども園にあり、管理者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されている。	認定こども園又は他の施設、市等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われる。	子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等が行われ、並びに子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる。	食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努める。	-	食事を園外で調理して提供する 場合、適切な食事を提供できる体制が整っているか。																												
食事の提供の責任が認定こども園にあり、管理者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されている。																																			
認定こども園又は他の施設、市等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われる。																																			
子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等が行われ、並びに子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる。																																			
食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努める。																																			
<p>⑤ 食事を園外で調理して搬入する場合で、かつ、調理を委託する場合（③でDを選択した場合）</p> <table border="1"> <tr> <td>受託する者が認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有しており、かつ、調理業務を遂行するに当たり、認定こども園の設置者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような契約が締結されている。</td> </tr> </table>		受託する者が認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有しており、かつ、調理業務を遂行するに当たり、認定こども園の設置者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような契約が締結されている。	-																																
受託する者が認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有しており、かつ、調理業務を遂行するに当たり、認定こども園の設置者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような契約が締結されている。																																			

3 職員	適否	審査事項																																				
<p>① 園長</p> <table border="1" data-bbox="197 201 1217 436"> <tr><td>A</td><td>2年以上児童福祉事業に従事した者</td></tr> <tr><td>B</td><td>初任保育所長等研修会を修了した者</td></tr> <tr><td>C</td><td>教諭の免許状（専修又は一種）を有し、5年以上学校教育法施行規則第20条第1号に掲げる職に従事した者</td></tr> <tr><td>D</td><td>10年以上教育に関する職に従事した者</td></tr> <tr><td>E</td><td>上記C又はDと同等の能力を有するとして採用又は任命する者</td></tr> </table>	A	2年以上児童福祉事業に従事した者	B	初任保育所長等研修会を修了した者	C	教諭の免許状（専修又は一種）を有し、5年以上学校教育法施行規則第20条第1号に掲げる職に従事した者	D	10年以上教育に関する職に従事した者	E	上記C又はDと同等の能力を有するとして採用又は任命する者		<p>園長がA～Eのいずれかに該当する者であるか。</p> <p>※添付書類14「園長等の資格を有することの証明書」の記載内容と一致させること。</p>																										
A	2年以上児童福祉事業に従事した者																																					
B	初任保育所長等研修会を修了した者																																					
C	教諭の免許状（専修又は一種）を有し、5年以上学校教育法施行規則第20条第1号に掲げる職に従事した者																																					
D	10年以上教育に関する職に従事した者																																					
E	上記C又はDと同等の能力を有するとして採用又は任命する者																																					
<p>② 教育・保育従事者（学級担任含む）</p> <p>※両免保有者と保育士資格のみ・幼稚園教諭免許のみの人数は重複させないこと</p> <table border="1" data-bbox="197 555 1217 835"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">配置数</th> <th colspan="2">勤務時間</th> <th rowspan="2">常勤換算値 A</th> <th rowspan="2">配置基準 B</th> </tr> <tr> <th>常勤</th> <th>非常勤</th> <th>常勤</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体数</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>時間</td> <td>時間</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>両免保有者（幼・保）</td> <td>人</td> <td>人</td> <td rowspan="3">時間</td> <td>時間</td> <td>人</td> <td rowspan="2">人</td> </tr> <tr> <td>幼稚園教諭免許のみ</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>時間</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>保育士のみ</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>時間</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※移行時点における、配置数等の見込みを記載すること。</p> <p>※勤務時間の欄で、常勤は1人当たりの月総勤務時間、非常勤は全員の月総勤務時間を入力</p> <p>※端数処理のため、常勤換算値の合計は一致しないことがある。</p>		配置数		勤務時間		常勤換算値 A	配置基準 B	常勤	非常勤	常勤	非常勤	全体数	人	人	時間	時間	人	人	両免保有者（幼・保）	人	人	時間	時間	人	人	幼稚園教諭免許のみ	人	人	時間	人	保育士のみ	人	人	時間	人	人		<p>年齢別に必要な資格を有する教育・保育従事者が配置される見込みがあるか。</p>
		配置数		勤務時間				常勤換算値 A	配置基準 B																													
	常勤	非常勤	常勤	非常勤																																		
全体数	人	人	時間	時間	人	人																																
両免保有者（幼・保）	人	人	時間	時間	人	人																																
幼稚園教諭免許のみ	人	人		時間	人																																	
保育士のみ	人	人		時間	人	人																																
<p>③ 学級担任</p> <p>※両免保有者と幼稚園教諭免許のみの人数は重複させないこと</p> <table border="1" data-bbox="197 1070 962 1261"> <thead> <tr> <th></th> <th>配置数</th> <th>必要最低配置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体数</td> <td>人</td> <td>学級</td> </tr> <tr> <td>両免保有者（幼・保）</td> <td>人</td> <td rowspan="2" style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td>幼稚園教諭免許のみ</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>		配置数	必要最低配置数	全体数	人	学級	両免保有者（幼・保）	人		幼稚園教諭免許のみ	人		<p>学級数以上の学級担任を配置する見込みがあるか。</p>																									
	配置数	必要最低配置数																																				
全体数	人	学級																																				
両免保有者（幼・保）	人																																					
幼稚園教諭免許のみ	人																																					
<p>④ 調理業務従事者</p> <table border="1" data-bbox="197 1328 1217 1518"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">配置数</th> <th colspan="2">勤務時間</th> <th rowspan="2">常勤換算値 A</th> <th rowspan="2">配置基準 B</th> </tr> <tr> <th>常勤</th> <th>非常勤</th> <th>常勤</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理員</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>時間</td> <td>時間</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>（管理）栄養士</td> <td>人</td> <td>人</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※移行時点における、配置数等の見込みを記載すること。</p> <p>※勤務時間の欄で、常勤は1人当たりの月総勤務時間、非常勤は全員の月総勤務時間を入力</p>		配置数		勤務時間		常勤換算値 A	配置基準 B	常勤	非常勤	常勤	非常勤	調理員	人	人	時間	時間	人	人	（管理）栄養士	人	人				人		<p>保育定員に応じて必要な調理員が配置される見込みがあるか。</p> <p>調理業務を委託する場合は栄養士（又は管理栄養士）が配置される見込みがあるか。</p>											
		配置数		勤務時間				常勤換算値 A	配置基準 B																													
	常勤	非常勤	常勤	非常勤																																		
調理員	人	人	時間	時間	人	人																																
（管理）栄養士	人	人				人																																
<p>⑤ 嘱託医等（嘱託等している場合は○）</p> <table border="1" data-bbox="197 1686 1217 1776"> <tr> <td>学校医</td> <td>学校歯科医</td> <td>学校薬剤師</td> </tr> </table>	学校医	学校歯科医	学校薬剤師		<p>医師、歯科医師、薬剤師に嘱託する見込みがあるか。</p> <p>※認定こども園については、嘱託薬剤師の配置が必須となります。</p>																																	
学校医	学校歯科医	学校薬剤師																																				

4 設備		適否	審査事項											
① 園舎の面積			年齢別の定員、学級数に応じて必要な園舎面積を有しているか。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準面積</th> <th>実面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>$320\text{m}^2 + 100\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 2) = \text{m}^2$</td> <td rowspan="3">和 m^2</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2歳の園児 $\times 1.98\text{m}^2 = \text{m}^2$</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>2歳未満の園児 $\times 3.3\text{m}^2 = \text{m}^2$</td> </tr> </tbody> </table>				基準面積		実面積	A	$320\text{m}^2 + 100\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 2) = \text{m}^2$	和 m^2	B	2歳の園児 $\times 1.98\text{m}^2 = \text{m}^2$	C	2歳未満の園児 $\times 3.3\text{m}^2 = \text{m}^2$	
基準面積		実面積												
A	$320\text{m}^2 + 100\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 2) = \text{m}^2$	和 m^2												
B	2歳の園児 $\times 1.98\text{m}^2 = \text{m}^2$													
C	2歳未満の園児 $\times 3.3\text{m}^2 = \text{m}^2$													
② 園庭の面積			年齢別の定員、学級数に応じて必要な園庭面積を有しているか。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準面積</th> <th>実面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">屋外遊戯場の面積に関する移行特例を適用</td> </tr> <tr> <td>A1</td> <td>$400\text{m}^2 + 80\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 3) = \text{m}^2$</td> <td rowspan="3">和 m^2</td> </tr> <tr> <td>A2</td> <td>2歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2 = \text{m}^2$</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2歳以上の園児 $\times 3.3\text{m}^2 = \text{m}^2$</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ A (A1+A2) 又はBのいずれか大きい方の面積以上であること。</p>				基準面積		実面積	屋外遊戯場の面積に関する移行特例を適用			A1	$400\text{m}^2 + 80\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 3) = \text{m}^2$	和 m^2	A2	2歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2 = \text{m}^2$
基準面積		実面積												
屋外遊戯場の面積に関する移行特例を適用														
A1	$400\text{m}^2 + 80\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 3) = \text{m}^2$	和 m^2												
A2	2歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2 = \text{m}^2$													
B	2歳以上の園児 $\times 3.3\text{m}^2 = \text{m}^2$													
③ 満2歳未満の園児に係る乳児室及びほふく室の面積			年齢別に必要な室の面積が確保されているか。 ※乳児室及びほふく室の基準面積は、2歳未満の園児のうち、ほふくをするか、しないかにより判定するため、合計面積が基準を満たしていれば適とする。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保育室等の種類</th> <th>基準面積</th> <th>実面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室</td> <td>0歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2 = \text{m}^2$</td> <td>$\text{m}^2$</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>1歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2 = \text{m}^2$</td> <td>$\text{m}^2$</td> </tr> </tbody> </table>				保育室等の種類	基準面積	実面積	乳児室	0歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2 = \text{m}^2$	m^2	ほふく室	1歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2 = \text{m}^2$	m^2		
保育室等の種類	基準面積	実面積												
乳児室	0歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2 = \text{m}^2$	m^2												
ほふく室	1歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2 = \text{m}^2$	m^2												
④ 満2歳以上の園児に係る保育室又は遊戯室の面積			年齢別に必要な室の面積が確保されているか。 ※乳児室及びほふく室の基準面積は、2歳未満の園児のうち、ほふくをするか、しないかにより判定するため、合計面積が基準を満たしていれば適とする。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用</th> <th>実面積</th> </tr> <tr> <th>保育室等の種類</th> <th>基準面積</th> <th>実面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">保育室又は遊戯室</td> <td rowspan="3">$2歳以上の園児 \times 1.98\text{m}^2 = \text{m}^2$</td> <td>保育室 m^2</td> </tr> <tr> <td>遊戯室 m^2</td> </tr> <tr> <td>合計 m^2</td> </tr> </tbody> </table>				保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用		実面積	保育室等の種類	基準面積	実面積	保育室又は遊戯室	$2歳以上の園児 \times 1.98\text{m}^2 = \text{m}^2$	保育室 m^2	遊戯室 m^2	合計 m^2
保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用		実面積												
保育室等の種類	基準面積	実面積												
保育室又は遊戯室	$2歳以上の園児 \times 1.98\text{m}^2 = \text{m}^2$	保育室 m^2												
		遊戯室 m^2												
		合計 m^2												
⑤ 調理室の設置			調理室が設置されているか。 また、保育室等を3階以上の階に設置する場合の基準を満たしているか。											
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>A 調理室を幼稚園舎に設置</td> <td>B 設置なし（調理設備を設置）</td> </tr> <tr> <td>C 調理室を連携施設に設置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※保育室等の設置階が3階以上の場合、以下も入力すること。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもが設けられている。</td> </tr> <tr> <td>調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。</td> </tr> </tbody> </table>				A 調理室を幼稚園舎に設置	B 設置なし（調理設備を設置）	C 調理室を連携施設に設置		調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。	スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもが設けられている。	調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。				
A 調理室を幼稚園舎に設置	B 設置なし（調理設備を設置）													
C 調理室を連携施設に設置														
調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。														
スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもが設けられている。														
調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。														
⑥ その他の設備の設置（設置する場合は○）			医務室、便所が設置されているか。											
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>医務室（保健室）</td> <td>便所</td> </tr> </tbody> </table>				医務室（保健室）	便所									
医務室（保健室）	便所													
⑦ 建物の種類・構造等		⑧ 保育室等の設置階	保育室等を2階以上の階に設置する場合は、耐火建築物又は準耐火建築物（イ準耐）であるか。 保育室等を3階以上の階に設置する場合は、壁等について必要な基準を満たしているか。											
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>耐火建築物</td> <td>建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物</td> </tr> <tr> <td>準耐火建築物</td> <td>建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当する準耐火建築物を除く。)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※保育室等の設置階が3階以上の場合、以下も入力すること。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われている。</td> </tr> <tr> <td>カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されている。</td> </tr> </tbody> </table>				耐火建築物	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物	準耐火建築物	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当する準耐火建築物を除く。)	その他		壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われている。	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されている。			
耐火建築物	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物													
準耐火建築物	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当する準耐火建築物を除く。)													
その他														
壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われている。														
カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されている。														
		① 階												
		② 階												
		③ 階												
		④ 階												

<p>⑨ 転落防止用設備</p> <table border="1" data-bbox="197 174 1216 376"> <tr> <td colspan="4">保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する次の設備が設けられている。</td> </tr> <tr> <td>階</td> <td></td> <td>階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>階</td> <td></td> <td>階</td> <td></td> </tr> </table>	保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する次の設備が設けられている。				階		階		階		階		<p>保育室等を2階以上の階に設置する場合に、転落防止用設備が設置されているか。</p> <p>※設置している具体的な転落防止設備を入力してください。</p>											
保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する次の設備が設けられている。																								
階		階																						
階		階																						
<p>⑩ 警報・通報設備</p> <p>※保育室等の設置階が3階以上の場合、入力すること。</p> <table border="1" data-bbox="197 533 1216 582"> <tr> <td>非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている。</td> </tr> </table>	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている。	<p>保育室等を3階以上の階に設置する場合に、警報設備等が設置されているか。</p>																						
非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている。																								
<p>⑪ 避難用設備等</p> <table border="1" data-bbox="197 645 1216 1075"> <tr> <td colspan="3">次の施設及び設備が避難上有効な位置、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられている。(3階以上に保育室を設置する場合)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">階</td> <td>常用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">階</td> <td>常用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">階</td> <td>常用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">階</td> <td>常用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td></td> </tr> </table>	次の施設及び設備が避難上有効な位置、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられている。(3階以上に保育室を設置する場合)			階	常用		避難用		階	常用		避難用		階	常用		避難用		階	常用		避難用		<p>保育室等を2階以上の階に設置する場合に必要な、常用、避難用の施設又は設備が設置されているか。</p> <p>また、保育室等を3階以上の階に設置する場合は、これらの施設又は設備が避難上有効な位置等に設けられているか。</p>
次の施設及び設備が避難上有効な位置、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられている。(3階以上に保育室を設置する場合)																								
階	常用																							
	避難用																							
階	常用																							
	避難用																							
階	常用																							
	避難用																							
階	常用																							
	避難用																							